

法務省民商第460号
令和4年10月13日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公印省略)

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号。以下「改正法」という。）が令和2年5月29日に、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第42号。以下「整備政令」という。）が令和4年2月18日にそれぞれ公布され、いずれも本年11月1日から施行されることとなったので、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは改正法による改正後の外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和61年法律第66号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「組登令」とあるのは整備政令による改正後の組合等登記令（昭和39年政令第29号）を、「商登規」とあるのは商業登記規則（昭和39年省令第23号）を、「法登規」とあるのは各種法人等登記規則（昭和39年省令第46号）をいい、法及び組登令について引用する条文は、いずれも改正後のものです。

記

第1 共同法人制度の創設

弁護士法人の社員は弁護士でなければならず（弁護士法（昭和24年法

律第205号)第30条の4第1項)、外国法事務弁護士法人(以下「外弁法人」という。)の社員は外国法事務弁護士でなければならないとされている(法第58条1項)。改正法により、弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)の設立を可能とする制度が創設された(法第68条から第80条まで)。

共同法人制度の導入に伴い、共同法人の設立等に関する規定だけでなく、弁護士法人又は外弁法人(以下「弁護士法人等」という。)から共同法人への種類変更等に関する規定も整備された(法第81条、第82条)。

第2 共同法人の設立

1 設立の手續

(1) 定款の作成等

共同法人を設立するには、その社員となろうとする弁護士及び外国法事務弁護士が、共同して定款を定め、当該定款について公証人の認証を受けなければならないとされた(法第72条第1項、同条第2項において準用する弁護士法第30条の8第2項において準用する会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項)。

(2) 定款の記載事項

定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならないとされた(法第72条第2項において読み替えて準用する弁護士法第30条の8第3項)。

ア 目的

イ 名称

ウ 法律事務所の所在地

エ 所属弁護士会

オ 社員の氏名、住所、所属弁護士会(外国法事務弁護士である社員にあっては、法第2条第8号に規定する原資格国法及び同条第12号に規定する指定法を含む。)

カ 社員の出資に関する事項

キ 業務の執行に関する事項

また、上記アからキまでに掲げる事項のほか、共同法人の定款には、

法の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項で強行規定又は公序良俗に反しないものを記載することができる。

(3) 名称

共同法人は、その名称中に弁護士・外国法事務弁護士共同法人という文字を使用しなければならないとされた（法第69条）。

また、共同法人でない者は、その名称中に弁護士・外国法事務弁護士共同法人又はこれに類似する名称を用いてはならないとされた（法第103条第3項）。

(4) 共同法人の成立

共同法人は、その主たる法律事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するとされた（法第80条第1項において準用する弁護士法第30条の9）。

2 設立の登記の手續

共同法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならないとされ（法第80条第1項において準用する弁護士法第30条の7第1項）、その登記については、組登令の定めるところによることとされた（組登令第1条、組登令別表。第3、第4及び第5の登記の手續についても同じ）。

(1) 登記期間

共同法人の設立の登記は、主たる事務所の所在地において、設立に必要な手續が終了した日から2週間以内にしなければならない（組登令第2条第1項）。

(2) 登記すべき事項

共同法人の登記すべき事項は、次のとおりである（組登令第2条第2項、組登令別表共同法人の項登記事項の欄）。

ア 目的及び業務

具体的には、共同法人の目的を記載することになる。

イ 名称

上記1の(3)のとおり、共同法人は、その名称中に弁護士・外国法事務弁護士共同法人という文字を使用しなければならないとされた。

ウ 事務所の所在場所

エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

代表権を有する者の資格は「社員」である。ただし、定款又は総社員の同意によって、業務執行社員中特に共同法人を代表すべき社員を定めたときは、「代表社員」である。

オ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

カ 社員（共同法人を代表すべき社員を除く。）の氏名及び住所

定款又は総社員の同意によって、業務執行社員中特に共同法人を代表すべき「代表社員」を定めた場合には、当該代表社員以外の社員の氏名及び住所を登記する。この場合の資格は「社員」である。

キ 外国法事務弁護士である社員の原資格国法

ク 外国法事務弁護士である社員が法第35条第1項の規定による指定法の付記を受けているときは、その指定法

ケ 合併の公告の方法についての定めがあるときは、その定め

コ 電子公告を合併の公告の方法とする旨の定めがあるときは、電子公告関係事項

上記エに関連し、共同法人の弁護士である社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、全て業務執行権を有し、義務を負うとされており（法第74条第1項）、また、共同法人の外国法事務弁護士である社員は、定款で業務を執行しないものとされた場合を除き、当該社員の原資格国法に関する法律事務（法第3条第1項各号に掲げる法律事務を除く。）又は国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續についての代理に関する業務等を執行するとされた（法第74条第2項において準用する法第62条）。

また、共同法人の業務を執行する社員は、各自当該共同法人を代表するものとされたが（法第75条第1項）、定款又は総社員の同意によって業務を執行する社員中特に共同法人を代表すべき社員を定めることもできるとされた（同条第2項）。ただし、定款又は総社員の同意によっても、代表すべき社員の全員を外国法事務弁護士である社員と定めることができないとされた（同項ただし書）。

さらに、共同法人は、特定の事件について業務を担当する社員を指定することができ、当該指定がされた事件については、指定を受けた社員のみが業務を執行し、かつ、共同法人を代表するとされた（法第80条第1項において準用する弁護士法第30条の14）。この場合において

は、指定社員の指定による他の社員の代表権の制限をもって善意の第三者に対抗することはできないとされた（法第75条第4項において準用する弁護士法第30条の13第4項）。

(3) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）のほか、次の書面を添付しなければならない（組登令第16条第2項、同条第3項）。

ア 定款

イ 共同法人を代表すべき者の資格を証する書面

共同法人を代表すべき者の資格を証する書面として、共同法人を代表すべき社員につき弁護士又は外国法事務弁護士であることを証する書面を添付しなければならない。

なお、日本弁護士連合会会長が発行する弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となる資格証明書（別紙1）はこの書面に該当する。

また、総社員の同意により共同法人を代表する社員を定めた場合は、当該資格を証する書面に加えて、総社員の同意があったことを証する書面も添付しなければならない。

ウ 外国法事務弁護士である社員の原資格国法及び当該社員が法第35条第1項の規定による指定法の付記を受けているときは当該指定法を証する書面

上記イの資格証明書（別紙1）は、この書面に該当する。

(4) 印鑑届書の提出

設立の登記申請を書面で行う場合又は委任状が書面であるときは、登記の申請書に押印すべき者である設立当時の共同法人を代表する社員は、登記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

第3 他の種類の法人（共同法人又は弁護士法人等）への変更

1 社員の加入による弁護士法人等の種類変更

(1) 種類変更の手続

弁護士法人に外国法事務弁護士である社員が加入する場合又は外弁法

人に弁護士である社員が加入する場合は、外国法事務弁護士又は弁護士を加入させる定款の変更をすることにより、法人の種類が変更され、いずれも共同法人となるとされた（法第81条第1項）。

なお、定款の変更に当たっては、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意が必要になるとされた（法第80条第1項において準用する弁護士法第30条の11第1項）。

(2) 種類変更の登記の手続

ア 登記期間等

弁護士法人等が法第81条第1項の規定により共同法人となったときは、同項に規定する定款の変更の効力が生じた日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、法人の種類の変更前の弁護士法人等については解散の登記をし、法人の種類の変更後の共同法人については設立の登記をしなければならない（組登令第28条第1項）。

また、これらの登記の申請は同時にしなければならない（組登令第28条第3項において読み替えて準用する商登法第106条第1項）。

イ 法人の種類の変更後の共同法人の設立の登記

(ア) 登記すべき事項

上記第2の2(2)のアからコまでに掲げる事項のほか、法人成立の年月日、弁護士法人等の名称並びに弁護士法人等の種類を変更した旨及びその年月日（組登令第28条第3項において準用する商登法第104条）

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）のほか、次の書面を添付しなければならない（組登令第28条第4項）。

a 定款

b 定款の変更に係る総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）があったことを証する書面

c 社員の加入を証する書面

ウ 法人の種類の変更前の弁護士法人等の解散の登記

(ア) 登記すべき事項

解散の旨並びにその事由（共同法人に種類変更し解散する旨）及び年月日（組登令第25条において準用する商登法第71条第1項）

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）を含め、一切の添付書面を要しない（組登令第28条第3項において準用する商登法第106条第2項）。

エ 印鑑届書の提出

法人の種類の変更後の共同法人の設立の登記申請を書面で行う場合又は委任状が書面であるときは、登記の申請書に押印すべき者である共同法人を代表する社員は、登記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

2 社員の脱退による共同法人の種類変更

(1) 種類変更の手続

共同法人から外国法事務弁護士である社員又は弁護士である社員が脱退したことにより、当該共同法人の社員が①弁護士である社員のみとなった場合又は②外国法事務弁護士である社員のみとなった場合は、法人の種類が変更され、①の場合は弁護士法人に、②の場合は外弁法人になるとされた（法第81条第2項）。

(2) 種類変更の登記の手続

ア 登記期間等

共同法人が法第81条第2項の規定により弁護士法人等となったときは、その時から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、法人の種類の変更前の共同法人については解散の登記をし、法人の種類の変更後の弁護士法人等については設立の登記をしなければならない（組登令第28条第2項）。

また、これらの登記の申請は同時にしなければならない（組登令第28条第3項において読み替えて準用する商登法第106条第1項）。

イ 法人の種類の変更後の弁護士法人等の設立の登記

(ア) 登記すべき事項

弁護士法人等の設立の登記事項と同一の事項のほか、法人成立の

年月日、共同法人の名称並びに共同法人の種類を変更した旨及びその年月日（組登令第28条第3項において準用する商登法第104条）

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）のほか、定款を添付しなければならない（組登令第28条第5項）。

ウ 法人の種類の変更前の共同法人の解散の登記

(ア) 登記すべき事項

解散の旨並びにその事由（弁護士法人等に種類変更し解散する旨）及び年月日（組登令第25条において準用する商登法第71条第1項）

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）を含め、一切の添付書面を要しない（組登令第28条第3項において準用する商登法第106条第2項）。

エ 印鑑届書の提出

法人の種類の変更後の弁護士法人等の設立の登記申請を書面で行う場合又は委任状が書面であるときは、登記の申請書に押印すべき者である弁護士法人等を代表する社員は、登記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

第4 他の種類の法人との合併

1 合併による弁護士法人等の種類変更

(1) 総論

弁護士法人と外弁法人が合併を行う場合又は弁護士法人等と共同法人が合併を行う場合（共同法人が合併後存続する法人となる場合を除く。）、合併後存続する法人は共同法人になるとされた（法第82条第2項。以下1において「合併」という。）。

(2) 合併の主な手続

ア 合併に係る総社員の同意

合併は、総社員の同意により行うことができるとされた（法第82条第1項）。

イ 債権者保護手続

合併をする弁護士法人等又は共同法人は、合併をする旨、合併により消滅する弁護士法人等又は共同法人及び合併後存続する共同法人の名称及び主たる事務所の所在地、債権者が一定の期間内（1か月を下ることができない。）に異議を述べる旨を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならないとされた（法第82条第3項において準用する弁護士法第30条の28第2項）。ただし、合併をする弁護士法人等又は共同法人がこの公告を官報のほか、定款の定めに従い時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によりするときは、各別の催告は不要とされた（法第82条第3項において準用する弁護士法第30条の28第3項）。

また、債権者が上記期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、合併について承認をしたものとみなすとされた（法第82条第3項において準用する弁護士法第30条の28第4項）。

ウ 合併の効果

合併は、合併後存続する共同法人がその主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずるとされ（法第82条第3項において準用する弁護士法第30条の27第2項）、合併後存続する共同法人は、当該合併により消滅する弁護士法人等又は共同法人の権利義務を承継するとされた（法第82条第3項において準用する弁護士法第30条の27第4項）。

(3) 合併による種類変更等の登記の手続

ア 登記期間等

弁護士法人等が法第82条第2項の規定により共同法人となるときは、合併に必要な手続が終了した日から2週間以内に、合併により消滅する弁護士法人等又は共同法人については解散の登記をし、合併後存続する共同法人については、合併による種類の変更前の弁護士法人等についての解散の登記及び合併による種類の変更後の共同法人についての設立の登記をしなければならない（組登令第28条第6項）。

また、合併により消滅する弁護士法人等又は共同法人についての解散の登記は、合併による種類の変更後の共同法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない（組登令第28条第7項において準用する商登法第82条第2項）、当該登記と、合併による種類の変更前の弁護士法人等についての解散の登記及び合併による種類の変更後の共同法人についての設立の登記の申請とは、同時にしなければならない（組登令第28条第7項において読み替えて準用する商登法第82条第3項）。

イ 合併による種類の変更後の共同法人の設立の登記

(ア) 登記すべき事項

上記第2の2(2)のアからコまでに掲げる事項のほか、合併による法人の種類の変更をした旨並びに合併により消滅する弁護士法人等又は共同法人の名称及びその主たる事務所並びに合併による種類の変更前の弁護士法人等の名称及び法人成立の年月日（組登令第28条第7項において読み替えて準用する商登法第79条）

なお、この場合の登記の記録例は、別紙記録例1による。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面（組登令第25条において準用する商登法第18条）のほか、次の書面を添付しなければならない（組登令第28条第8項、同条第6項において読み替えて準用する第20条）。

- a 定款
- b 定款の変更に係る総社員の同意（定款に別段の定めがある場合にあっては、その定めによる手続）があったことを証する書面
- c 合併に係る総社員の同意があったことを証する書面
- d 合併により加入する社員の資格を証する書面
- e 合併により消滅する法人の登記事項証明書（申請書を提出する登記所の管轄区域内に合併により消滅する弁護士法人等又は共同法人の主たる事務所がある場合及び申請書に当該法人の会社法人等番号を記載した場合を除く。）
- f 債権者に対する公告及び各別の催告をしたことを証する書面（公告を官報のほか定款の定めに従い時事に関する事項を掲載す

る日刊新聞紙又は電子公告によってしたときは、これらの方法による公告をしたことを証する書面)

g 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し、弁済若しくは担保を供し、若しくは財産を信託したこと又は合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

ウ 合併による種類の変更前の弁護士法人等の解散の登記

(ア) 登記すべき事項

解散の旨並びにその事由(弁護士法人等又は共同法人を合併して、共同法人に種類変更し解散する旨)及び年月日(組登令第25条において準用する商登法第71条第1項)

なお、この場合の登記の記録例は、別紙記録例2による。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面(組登令第25条において準用する商登法第18条)を含め、一切の添付書面を要しない(組登令第28条第7項において読み替えて準用する商登法第82条第4項)。

エ 合併により消滅する弁護士法人等又は共同法人の解散の登記

(ア) 登記すべき事項

解散の旨並びにその事由(弁護士法人等に合併し解散する旨)及び年月日(組登令第25条において準用する商登法第71条第1項)

なお、この場合の登記の記録例は、別紙記録例3による。

(イ) 添付書面

登記の申請書には、代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面(組登令第25条において準用する商登法第18条)を含め、一切の添付書面を要しない(組登令第28条第7項において読み替えて準用する商登法第82条第4項)。

オ 印鑑届書の提出

合併による種類の変更後の共同法人の設立の登記申請を書面申請で行う場合又は委任状が書面であるときは、登記の申請書に押印すべき者である共同法人を代表する社員は、登記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

2 その他

弁護士法人等又は共同法人が合併を行い共同法人が設立される場合及び弁護士法人等と共同法人が合併を行う場合であって、共同法人が合併後存続法人となるときは、法人の種類の変更を伴うことはない。

これらの登記の手続については、いずれも組登令の合併に関する通則的規定（組登令第8条第1項、第20条、第21条等）による。

第5 設立又は合併を無効とする判決

共同法人の設立又は合併の無効は、訴えをもってのみ主張することができることとされた（法第80条第1項において準用する弁護士法第30条の30第3項、法第82条第3項において準用する弁護士法第30条の29）。

共同法人の設立又は合併を無効とする判決が確定したときは、裁判所書記官は職権で、遅滞なく、共同法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない（組登令第14条第1項第1号、同条第2項）。また、この登記の嘱託書には、裁判書の謄本を添付しなければならない（会社非訟事件等手続規則（平成18年最高裁判所規則第1号）第43条第2項、第42条第1項）。

吸収合併による種類の変更後の弁護士・外国法事務弁護士共同法人についての設立の登記

会社法人等番号	0100-05-171219 ※ 合併による種類変更前の番号から変更はない。
名称	弁護士・外国法事務弁護士共同法人 A
主たる事務所	A 県 A 市 A 町 1 番地
法人成立の年月日	平成何年何月何日
目的等	目的 1. 何何 2. 何何 3. 何何
役員に関する事項	何県何市何町何番地 社員 何 某
	何県何市何町何番地 社員 何 某
	何県何市何町何番地 社員 トム・ブラウン 原資格国法 アメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法 指定法 アメリカ合衆国ニュージャージー州において効力を有し、又は有した法
	何県何市何町何番地 代表社員 何 某
従たる事務所	1 何県何市何町何番地
	2 何県何市何町何番地
	3 何県何市何町何番地
解散の事由	何何
登記記録に関する事項	外国法事務弁護士法人 A が B 県 B 市 B 町 1 番地弁護士法人 B を合併して種類変更し設立 令和〇年〇月〇日登記

吸収合併による種類の変更前の外国法事務弁護士法人についての解散の登記

会社法人等番号	0100-05-171219
名称	外国法事務弁護士法人A
主たる事務所	A県A市A町1番地
法人成立の年月日	平成何年何月何日
目的等	目的 1. 何何 2. 何何 3. 何何
役員に関する事項	何県何市何町何番地 社員 トム・ブラウン 原資格国法 アメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法 指定法 アメリカ合衆国ニュージャージー州において効力を有し、又は有した法
従たる事務所	1 何県何市何町何番地 2 何県何市何町何番地 3 何県何市何町何番地
解散の事由	何何
登記記録に関する事項	令和何年何月何日B県B市B町1番地弁護士法人Bを合併してA県A市A町1番地弁護士・外国法事務弁護士共同法人Aに種類変更し解散 令和〇年〇月〇日登記 令和〇年〇月〇日閉鎖

吸収合併により消滅する弁護士法人についての解散の登記

登記記録に関する事項	令和何年何月何日A県A市A町1番地外国法事務弁護士法人Aに合併し解散 令和〇年〇月〇日登記 令和〇年〇月〇日閉鎖
------------	--

弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員となる資格証明書

年 月 日

登録番号

住 所

弁護士 殿

日本弁護士連合会
会長

貴殿（ら）が、下記の条件を満たす者であることを証明します。

記

- 1 日本弁護士連合会の弁護士名簿に登録された弁護士であること。
- 2 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第70条第2項各号のいずれにも該当しないこと。

以上

